

地方税法の一部改正等に伴う市税条例の改正の概要 (令和 7 年 3 月 3 1 日京都市条例第 6 5 号)

地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 7 号）が令和 7 年 3 月 3 1 日に公布され、その一部が同年 4 月 1 日から施行されることに伴い、同日から施行が必要な部分について京都市市税条例の改正を行いました。

改正の概要は以下のとおりです。

(改正内容)

1 軽自動車税種別割（二輪車の車両区分の見直し）

二輪の原動機付自転車のうち、総排気量 125cc 以下で最高出力が 4.0kW 以下のものに係る軽自動車税種別割の税率を新設し、年額 2,000 円とします。

＜参考＞二輪の原動機付自転車に係る改正後の税率

		最高出力	
		4.0kW 以下	4.0kW 超
総排気量	50cc 以下	2,000 円（新設）	2,000 円
	50cc 超 90 cc 以下		2,000 円
	90cc 超 125cc 以下		2,400 円

2 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日